

業務仕様書

1 業務名

中島庭球場フェンス保全業務

2 業務目的

中島庭球場のフェンス及び両開き戸が経年劣化により破損しているため保全を行う。

3 履行場所

中島庭球場(札幌市中央区南15条西4丁目)

4 履行期間

契約締結日から令和8年6月26日(金)まで

※現地作業は、令和8年5月8日(金)までに完了し、翌日から施設の利用開放ができるようにすること。

※テニスコートのアンソーカーの掘り起こし作業を札幌テニス協会の発注で実施しているため、接触事故や工期の遅れがないように施工者間で十分に打合せを行うこと。

※現地作業日時調整については、札幌テニス協会及び担当職員と十分に協議を行うこと。

5 業務内容

(1)フェンス・開き戸木部下地調整(コート外側、開き戸両面、材工共)・・・161m²

(2)フェンス・開き戸木部塗装(3回塗り、コート外側、開き戸両面、材工共)・・・161m²

・耐候性の高い塗料を選定すること。

(3)木部塗装 小口等・・・1式

(4)フェンス木部補強(材工共、下地調整・塗装のみ部分範囲の2割)・・・33m²

・塗装範囲の木板で割れや表面欠損している部分は合板などで補強してから塗装する。

(6)両開き戸木部板更新(材工共)・・・7m²

(8)改修範囲区画、養生・・・1式

・歩行者やアンソーカー掘り起こし作業業者と接触等がないように区画する。

・テニスコートや公園芝を汚してしまわないように養生する。

(9)産業廃棄物処分・・・1式

留意事項:

・歩道側の作業は、第三者との接触が無いように改修範囲区画を徹底すること。

・歩道側の作業にあたり、官公庁等への手続き等が必要な場合は受託者が行うこと。また、手続き等に必要な費用は受託者にて負担すること。

6 産業廃棄物処理

(1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。

(2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
作業前	工程表 使用材料一覧 (材料のカタログ、安全データシート含む)	担当職員の承諾をえること PDF形式の電子データも提出すること
完了時	写真帳 マニフェスト伝票の写し 完了届	PDF形式の電子データも提出すること マニフェストは、履行期間内にE票も含めて提出すること

※提出部数は1部

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(令和5年版[令和5年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。